

8. 健康福祉

○社会福祉

1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持・管理に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的に自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

2. 民生委員・児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上を目指し、援助と相談等を行う民生委員・児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

- ・民生委員・児童委員…定数325人（うち主任児童委員30人）

- ・「例会」：月1回開催（市内15の地区毎）

- ・長浜市民生委員児童委員協議会

- 「理事会」：月1回開催 「総会」：年1回開催

専門部会等を設置…高齢者福祉部会、しょうがい者福祉部会、
主任児童委員連絡会、広報委員会

3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、地域福祉事業に取り組む団体を対象に福祉バスを運行しています。（社会福祉協議会へ事業委託）

【平成29年度運行実績】

運行台数 82台（大型：37台、マイクロバス：43台、大型リフト付：2台）

利用者数 2,020人

走行距離 16,180km

4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援等を行っています。

- ・市内8会場において、相談会を月1～2回開催

出会いの機会を創出するイベントへの補助事業などを実施

【平成29年度実施状況】 イベントへの補助：3件、セミナー等の開催：4回

5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者（新聞販売店、ガス会社、宅配業者等）にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

【協定締結事業者】 31事業者（平成30年度当初時点）

○生活福祉

1. 生活保護の状況

区 分	平成 28 年度 (H29. 3. 31 現在)			平成 29 年度 (H30. 3. 31 現在)		
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額
	世帯	人	千円	世帯	人	千円
生活扶助	8,422	11,750	478,788	8,204	11,248	453,668
住宅扶助	6,908	9,699	210,728	6,737	9,250	204,507
教育扶助	646	912	10,300	568	863	9,405
介護扶助	2,221	2,274	42,027	2,210	2,263	42,038
医療扶助	8,671	11,501	875,014	8,466	10,853	924,268
出産・生業・葬祭扶助	507	578	9,934	454	535	11,658
施設事務費	370	370	53,265	319	319	52,523
合 計	—	—	1,680,056	—	—	1,698,067

(注) 世帯数・人員は年間延数

2. 生活保護率の推移

[単位：％]

区 分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
県	4.24	4.20	4.19	4.22	4.32	4.52	4.72	4.89	5.11	5.46	5.63	5.65
長浜市	7.33	7.53	7.92	7.78	7.67	7.35	7.28	7.58	8.80	10.00	10.75	10.38

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
県	5.69	5.77	5.92	6.75	7.47	7.63	7.84	8.09	8.23	8.25	8.20	8.09
長浜市	8.62	7.98	7.62	8.60	9.32	9.59	9.88	10.02	9.88	9.33	9.01	8.68

(注1) 平成17年度、平成21年度は合併後の数値

(注2) ‰＝人口1,000人あたりの被保護人員 (1年間の平均値)

3. 行旅病人(死亡人)等の救護

救護者がいない行旅病人及び死亡人の取扱並びに行旅困窮者の救護を行います。

【平成29年度】

行旅病人取扱件数	0件
行旅死亡人取扱件数	1件
行旅困窮者救護(回数券等給付)延件数	49件
墓地埋葬法による葬祭件数	0件

4. 住居確保給付金支給事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

【平成29年度】 支給人数1人 支給延月数3か月 支給総額126,000円

○しょうがい福祉

1. 「長浜市しょうがい福祉プラン」

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取り組みを進めていきます。

2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための手帳が交付されます。

〔「身体障害者手帳」所持者の状況〕

しょうがいの種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内 部	計
1・2級	154 人	105 人	7 人	851 人	935 人	2,052 人
3・4級	39 人	73 人	40 人	1,301 人	415 人	1,868 人
5・6級	46 人	94 人	－ 人	567 人	－ 人	707 人
計	239 人	272 人	47 人	2,719 人	1,350 人	4,627 人

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

〔「療育手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18 歳未満	43 人	45 人	68 人	148 人	304 人
18 歳以上	162 人	175 人	281 人	338 人	956 人
計	205 人	220 人	349 人	486 人	1,260 人

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

〔「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	1 級	2 級	3 級	計
人 数	64 人	461 人	263 人	788 人

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

3. 「長浜市しょうがい者自立支援審査会」

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分 1 から 6 までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書を資料に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する 15 人の委員により、合議体を 3 組編成し、多面的な視点による審査を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受けて審査を実施しています。

〔審査判定の状況（のべ人数）〕

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
27 年 度	長浜市	1 人 0.2%	1 人 0.2%	78 人 18.6%	109 人 26.0%	90 人 21.4%	49 人 11.7%	92 人 21.9%	420 人 100.0%
	圏域 全体	1 人 0.2%	4 人 0.7%	94 人 16.9%	137 人 24.7%	120 人 21.6%	73 人 13.1%	127 人 22.8%	556 人 100.0%
28 年 度	長浜市	0 人 0%	1 人 0.4%	33 人 13.7%	73 人 30.3%	57 人 23.6%	24 人 10.0%	53 人 22.0%	241 人 100.0%
	圏域 全体	1 人 0.3%	2 人 0.6%	44 人 14.0%	97 人 30.8%	72 人 22.9%	34 人 10.8%	65 人 20.6%	315 人 100.0%
29 年 度	長浜市	0 人 0%	0 人 0%	50 人 17.5%	83 人 29.0%	52 人 18.2%	24 人 8.4%	77 人 26.9%	286 人 100.0%
	圏域 全体	0 人 0%	0 人 0%	64 人 17.6%	99 人 27.3%	63 人 17.4%	33 人 9.1%	104 人 28.6%	363 人 100.0%

4. しょうがい福祉サービス（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体、知的、精神にしょうがいのある人または児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約し、ホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

〔支給決定者数〕※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的 しょうがい者	身体 しょうがい者	精神 しょうがい者	児童	計
居宅介護	122	117	77	35	351
重度訪問介護	2	6	0	0	8
行動援護	21	4	0	33	58
同行援護	1	40	1	0	42
療養介護	10	19	0	0	29
短期入所	128	36	12	27	203
生活介護	264	73	14	0	351
施設入所支援	87	37	2	0	126
共同生活援助	85	3	9	0	97
自立訓練〔機能訓練〕	0	2	0	0	2
自立訓練〔生活訓練〕	5	2	2	0	9
宿泊型自立訓練	2	0	0	0	2
就労移行	10	1	21	0	32
就労継続支援〔A型〕	60	16	25	0	101
就労継続支援〔B型〕	164	30	62	0	256
地域移行・定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	240	240
放課後等デイサービス	0	0	0	128	128
保育所等訪問支援	0	0	0	10	10

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

5. 補装具費の支給（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体機能を補う用具（車いす、義肢、補聴器等）が必要な人に、各物品等に定められた国の基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔支給件数〕	〔交付〕	身体しょうがい者	163 件	
	〔修理〕	身体しょうがい者	138 件	（平成 29 年度）

6. 自立支援医療「更生医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある人（18 歳以上）が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕	664 件	（平成 29 年度）
--------	-------	------------

7. 自立支援医療「育成医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある児童等（18 歳未満）が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕	57 件	（平成 29 年度）
--------	------	------------

8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

精神にしょうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付決定者数〕	1,310 人	（平成 30 年 4 月 1 日現在）
----------	---------	---------------------

9. 相談支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

しょうがいのある人の福祉に関する様々な問題について、しょうがいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止や早期発見、及び権利擁護や成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を設置し、地域の関係機関の連携強化を図るとともに、「湖北地域しょうがい者相談センター」等に相談員（コーディネーター）を配置し、生活上のアドバイスやサービスの利用についての総合的な調整を図っています。

本事業は、湖北福祉圏域の広域事業として位置づけ、本市が米原市から事業を受託し広域的に実施しています。

〔しょうがい者相談支援事業〕
〔相談支援機能強化事業〕
〔働き暮らし応援センター事業〕

10. コミュニケーションの支援（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚等にしょうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆者等を派遣します。本市しょうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

11. 日常生活用具の給付（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人の日常生活の便宜を図る用具（特殊寝台、拡大読書器等）やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められ

ています。

〔給付件数〕 5,900 件 （平成 29 年度）

1 2. 日常生活用具の特例給付事業

日常生活用具給付事業でストマ装具またはおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 931/4,633 か月分

〔給付件数・おむつ〕 125/1,060 か月分 （平成 29 年度）

1 3. 移動支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

屋外において移動に困難のあるしょうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の 1 割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 195 人、 13,658 時間、 27 事業所 （平成 29 年度）

1 4. 地域活動支援センター（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

地域活動支援センターは、在宅のしょうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

〔地域活動支援センターⅠ型基礎的事業〕

〔地域活動支援センターⅠ型機能強化事業〕

1 5. 訪問入浴サービス（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

身体に重度のしょうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。

〔利用者数〕 実利用者数 16 人、1,062 回、6 事業所 （平成 29 年度）

1 6. しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

各種サービスの利用相談や福祉機器の利用の助言、趣味余暇活動の支援、ピアカウンセリング、パソコン教室、音楽療法教室などを実施します。

1 7. 精神しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

精神にしょうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

〔実施状況〕 対象団体 2 団体、登録相談員数 10 人 （平成 29 年度）

1 8. 日中一時支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

利用者負担は事業費の 1 割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 142 人、31 事業所 （平成 29 年度）

1 9. 生活サポート事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

「障害支援区分」が非該当となり介護給付対象外となった人で、日常生活、家事等の支援が必要な人に介護職員を派遣し、自立生活の推進を図ります。

2 0. 点字・音訳広報の発行（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

「月2回発行の市の広報「広報ながはま」の点訳または音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

2 1. 奉仕員養成事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

コミュニケーションにしょうがいのある人の交流活動の促進を図るため、また情報提供の支援者として、ボランティア（手話奉仕員等）の養成を目的とした講座を実施します。

2 2. 自動車の改造費・操作訓練費の助成（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

肢体に重度のしょうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしょうがいのある人の運転免許取得経費について助成します。10万円を限度に助成します。

改造費助成の場合には所得制限があります。

〔支給件数〕（平成29年度）

「改造費助成」	7件（本人用 5件、介護者用 2件）
「操作訓練費助成」	0件

2 3. 住宅改造費の助成

視覚または肢体に重度のしょうがいのある人、または重度の知的しょうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

〔支給件数〕 8件 （平成29年度）

2 4. 生活ホーム

就労等しているしょうがいのある人を受け入れ、生活の場を提供し、自立生活に必要な援助を行っているホームです。

〔利用先施設数及び利用者数〕 1カ所 1人 （平成29年度）

2 5. 福祉手当の支給

心身に重度のしょうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしょうがいのある在宅の児童を養育する人に手当を支給します。

〔支給件数〕	「特別障害者手当」	126件	
	「障害児福祉手当」	89件	
	「福祉手当（経過措置）」	4件	
	「特別児童扶養手当」	187件	（平成29年度）

2 6. 精神しょうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人に、医療費の自己負担額を助成します。所得制限があります。1級の人には全科の入院・外来医療費、2級の人には精神疾患を治療している外来医療費を対象に助成します。

〔助成決定者数〕（1級） 55人、（2級） 428人 （平成30年4月）

〔内訳（重複有）〕（【 】は助成区分番号）

「精神しょうがい者／児【70】」 401人

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人で、自立支援医療（精神通院）支給認定者

「精神しょうがい老人【75】」 57人

精神しょうがい者【70】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

「重度しょうがい者／児【47】」 38人

「精神障害者保健福祉手帳」1級の人（精神科通院時は【70】を使用）
「重度しょうがい老人【85】」 27人
重度しょうがい者【47】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者
（精神科通院時は【75】を使用）

27. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に8回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月額1,000円または2,000円を支給します。所得による制限があります。

〔支給件数〕	132件	（平成29年度）
--------	------	----------

28. 社会参加援助金の支給

在宅で75歳未満の、「身体障害者手帳」1・2級、「精神障害者保健福祉手帳」1・2級または「療育手帳」をお持ちの人に年額12,000円を支給します。

〔支給件数〕	身体しょうがい者	927件	
	知的しょうがい者	999件	
	精神しょうがい者	428件	（平成29年度）

29. スモンしょうがい者支援

在宅のスモン患者に対して、年額35,000円を採暖に要する費用の助成として支給します。

〔支給件数〕	1件	（平成29年度）
--------	----	----------

30. 衛生材料の支給

重度のしょうがいがあるため常時おむつが必要な人に衛生材料54,000円分（年間）を支給します。所得制限があります。

〔支給件数〕	115件	（平成29年度）
--------	------	----------

31. 「食」の自立支援事業（配食サービス）

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕	15人	（平成29年度）
--------	-----	----------

32. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、寝具の衛生管理のため、年2回を限度に洗濯サービスを行います。費用の一部は自己負担になります。

〔利用件数〕	15人	22件	（平成29年度）
--------	-----	-----	----------

33. 訪問理美容サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕	33人	60件	（平成29年度）
--------	-----	-----	----------

34. 福祉電話・ファックスの貸与

外出が困難な重度のしょうがい者や聴覚音声言語機能にしょうがいのある人に、電話、ファックスまたはフラッシュベルを貸与します。所得制限があります。

〔貸与件数〕	3件	（平成29年度）
--------	----	----------

35. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある人に、購読にかかる経費について年間 14,000 円を限度に助成します。

36. 長浜市児童発達支援センター

心身の発達に何らかの課題がある就学前の子どもや義務教育終了から概ね 20 歳までの方等に対して、次の事業を実施し支援を行います。また、療育等の福祉サービスの利用調整をするために「相談支援事業所」を設置しています。

〔児童発達支援事業〕 心身の発達に何らかの課題がある就学前の児童が保護者と共に通所し、日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援を行います。

〔保育所等訪問支援事業〕 保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう支援します。

〔発達支援サポート事業〕 発達支援や特別支援などの対象となっている児童を担当する部署や職員の支援をおこないます。

〔幼児教育相談事業〕 関係部署と連携しながら、4・5 歳児の発達に関する相談に応じ、支援について、保護者や在籍園の職員に適切な指導・助言を行います。

〔一般発達相談事業〕 心身の発達に課題のある義務教育終了後から概ね 20 歳までの方等に対して相談、助言を行います。

〔相談支援ファイル事業〕 発達に何らかの支援を必要とする方に、乳幼児期から就労に至るまで一貫したより良い支援を継続するため、ファイルの活用を啓発します。

〔つなぎの支援事業〕 最長 25 歳までの継続した支援に活用するため、発達の経過等の情報を個人ごとに綴った「つなぎのファイル」を管理し、必要に応じて支援機関等へ情報提供します。

37. 長浜市こども療育センター

「こども療育センター」を2カ所設置し、発達上何らかの課題がある就学前の子どもとその保護者に対して、通所により日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援等を実施しています。

① 長浜市こども療育センターわかば園（内保町 480-3）

② 長浜市こども療育センターいちご園（高月町渡岸寺 160 高月支所 2 階）

38. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料などについては料金の割引があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しょうがいのある人または扶養者は所得控除や非課税などの措置が受けられます。

39. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しょうがい福祉施策に関しては一部、共同で事業をすすめています。

「湖北地域しょうがい者相談センター『ほっとステーション』」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室その他の事業の運営や調整を行っています。

40. しょうがい福祉施設への受注拡大

障害者就労施設等で働くしょうがい者等の所得の向上と社会参加促進を目的として、市の物品購入や業務委託について「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注の拡大に向けて取組みを進めます。

○児童福祉

1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 9人 (平成29年度)

相談内容	養護	保健	障害	非行	育成	DV	その他	計
相談 件数	743件 (内児童 虐待関係 431件)	10件	7件	1件	20件	102件	42件	925件

2. 児童遊園

【設置数】 4か所 (千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園)

3. 児童手当支給状況

【対象者】 中学校修了前の児童を養育している親等に支給

【支給額】 3才未満、3才以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

3才以上小学校修了前(第1、2子) 中学生 10,000円

所得制限限度額を超える場合(特例給付) 5,000円

【支給状況】 児童の数 15,398人
受給者数 8,938人(平成30年2月定期払時)

4. 子育て支援センター事業

- 【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
②子育て等に関する相談及び援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】

- (公設4か所) ・サンサンランド子育て支援センター(長浜市児童文化センター内)
・こどもらんど子育て支援センター(浅井子どもの館内)
・のびのびらんど子育て支援センター(びわ認定こども園内)
・あいあいらんど子育て支援センター(高月支所内)

(民設(委託)4か所)

- ・チャイルドハウス子育て支援センター(チャイルドハウス児童センター内)
(事業委託 社会福祉法人 石龍会)
・ニコニコひろば(小谷児童館内)
(事業委託 社会福祉法人 光寿会)
・子育て広場 スキップ(六荘まちづくりセンター内)
(事業委託 六荘地区地域づくり協議会)
・まちのほけんしつ きずな
(事業委託 医療法人 まちのほけんしつ)

5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】 子どもを預けたい人(おねがい会員)と預かれる人(まかせて会員)が育児の相互援

助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

- 【対象者】 まかせて会員・・・市内在住で自宅で子どもを預かることができる人
おねがい会員・・・概ね 12 歳までの子どもがいる市内在住、または市内勤務等の人
どっちも会員・・・まかせて会員とおねがい会員を兼ねることができる人
- 【活動状況等】 おねがい会員 267 人・まかせて会員 143 人・どっちも会員 38 人
活動件数 1,159 件（会員数：平成 30 年 3 月末現在・活動件数：平成 29 年度）

6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

(1) 公設クラブ

①実施時間 授業日放課後～18：00

長期休業中、授業日の振替休日 7：30～18：00

②クラブの開設状況

平成 30 年 4 月 1 日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録児童数	部屋数	住 所
1	ひばりクラブ	長浜小学校内	140	155	4	高田町9番9号
2		セントラルビル3階			3	高田町9番15号
3	山ぼとクラブ	長浜北小学校内	140	218	4	八幡中山町1310番地
4	たんぼぼクラブ	神照小学校内	70	151	2	神照町311番地
5	あじさいクラブ	南郷里小学校内	70	131	2	南田附町352番地
6	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	35	50	1	春近町353番地
7	すみれクラブ	長浜南小学校内	70	94	2	加田町1460番地
8	つくしクラブ	湯田小学校内	105	165	5	内保町1051番地
9	コスモスクラブ	浅井小学校内	35	62	1	当目町64番地
10	わくわくクラブ	びわ南小学校内	35	43	2	川道町3456番地
11	たけのこクラブ	びわ北小学校内	35	40	1	益田町56番地
12	サザンクラブ	虎姫小学校内	35	73	2	五村 88 番地
13	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	35	31	1	湖北町山本1125番地
14	サルビアクラブ	速水小学校内	70	82	2	湖北町速水2561番地
15	つきっこクラブ	高月小学校内	70	113	2	高月町高月738番地
16	ななっこクラブ	七郷小学校内	35	35	1	高月町唐川1248番地
17	コブシクラブ	木之本小学校内	35	40	1	木之本町木之本685番地1
合 計			1,015	1483	36	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(2) 民間クラブ（児童福祉法に基づく市委託事業）

①実施時間 授業日 放課後～19：00（No.3～7、No.4 は18：30 まで）

長期休業中、授業日の振替休日 7：30～19：00（No.3～7 は18：30 まで）

②クラブの開設状況

平成 30 年 4 月 1 日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	部屋数	住 所
1	チャイルドハウス児童センター 放課後児童クラブ	チャイルドハウス児童センター	80	107	4	田村町1606番地3
2	ニコニコクラブ	小谷児童館	20	60	3	小谷丁野町723番地1
3	放課後児童クラブみらいキッズ勝教室	民間施設	45	36	5	勝町470番地
4	放課後児童クラブみらいキッズ平方教室	民間施設	45	39	1	平方町470番地
5	放課後児童クラブみらいキッズ大宮教室	民間施設	45	31	1	大宮町 9 番 12 号
6	キッズパーク放課後児童クラブ 風の街学舎	民間施設	40	41	1	八幡中山町 477 番地
7	キッズパーク放課後児童クラブ 浅井学舎	民間施設	35	43	2	内保町 258 番地 1
8	放課後児童クラブ イングリッシュアイランド	民間施設	40	29	3	北船町3番24号
9	放課後児童クラブかゆうの家	民間施設	30	44	5	八幡中山町561番地
10	きっずライフ	民間施設	40	39	2	南高田町5番5号
合 計			420	469	27	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(3) 小規模クラブ（市補助事業）

①実施時間 授業日 放課後～18：00（No.3 は18：30 まで No.4 は19：00 まで）

長期休業中、授業日の振替休日

7：30～18：00（No.1） 8：15～18：00（No.2・3） 7：30～19：00（No.4）

②クラブの開設状況

平成 30 年 4 月 1 日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	部屋数	住 所
1	つどいジュニア	民間施設	15	9	1	常喜町874番地2
2	キッズステーション	余呉小学校内	通年 5 長期40	通年3 長期30	1	余呉町中之郷777番地
3	放課後児童クラブ[フレンズ]	長浜市保健センター西浅井分室	-	30	2	西浅井町塩津浜1795番地
4	正風館道場C S C	民間施設	長期20	3	1	新庄馬場町174番地
合 計			通年20 長期60	通年45 長期30	5	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

○母子福祉関係

1. 母子福祉相談事業

(平成29年度)

相談内容	生活全般							児童	生活援護						計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育	その他		母子父子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
件数	84	181	134	205	12	96	138	292	129	12	17	202	41	181	1,724

2. 児童扶養手当支給状況

(平成29年度)

区分	延人数(人)	支出額(円)
全部支給	4,762	201,450,620
一部支給	5,183	155,915,920
加算額	5,316	44,641,440
計	15,261	402,007,980

3. 母子福祉資金の貸し付け

(平成29年度)

種 別				貸 付	
				件数 (件)	金額 (円)
事 就 事 住 就 修 修 療 通 技 結 生 転 児	業 職 業	開 支 繼	始 度 続 宅 度 学 業 養 学 得 婚 活 金 金	2 3	6 9 4, 0 0 0 4, 7 1 7, 0 0 0
	学	支			
	能	習			
	宅 童	資 扶 養	資		
計				5	5, 4 1 1, 0 0 0

(県制度)

4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】 受講費用の60%（下限12千円、上限20万円）

※平成27年度までは、受講費用の20%（下限4千円、上限10万円）

【支給状況】 2件（平成29年度）

5. ひとり親家庭高等技能訓練促進補助金支給事業

【事業内容】就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関において修業するひとり親家庭の父または母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】 修業期間のうち3年

※平成27年度までは、修業期間のうち2年間

平成24年度以降に修業を開始したもの

a) 非課税世帯 月額100,000円

b) 課税世帯 月額70,500円

【支給状況】 3件（平成29年度）

6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）に家事ヘルパーを派遣します。

【援助内容】炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】派遣世帯 0世帯（平成29年度）

○保健センター

施設名	住所
長浜市保健センター	長浜市小堀町３２番地３
長浜市保健センター湖北分室	長浜市湖北町速水１９１０番地
長浜市保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺１６０番地
長浜市保健センター西浅井分室	長浜市西浅井町塩津浜１７９５番地

○保健・衛生

１．地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進活動事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 ３６２人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
「健康ながはま２１」 第３期計画推進事業	「健康ながはま２１」の推進	通年
健康推進員育成事業	健康推進員養成講座(新規育成) 健康教室(医師会委託)年１０回、ステップアップ研修等自主研修 随時	随時
健康づくり自主活動 グループ相談支援	【学校読み聞かせボランティア】 ジーバーぼこぼこ	随時
健康ながはま パートナーシップ事業	地域づくり協議会への健康づくり・健診促進のための支援	６月末(場合により随時)

2. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定時期
「親子でいい歯コンクール」	歯科医による審査により、優秀者を選出し、表彰する。優勝者については県の2次審査に出場	6月24日
たばこから健康を守る環境づくり事業	妊婦や乳幼児の保護者に対する禁煙・受動喫煙防止啓発、市内各学校等への喫煙防止教材の貸し出し、各種イベントでのCO濃度測定、市民への禁煙・受動喫煙防止に関する健康出前講座実施	通年
献血事業	献血イベント等で献血への協力を呼びかける	年2回程度
健康出前講座	自治会・老人会・婦人会・子ども会等市内各団体への健康出前講座	随時

3. 生涯を通じた健康づくり事業

①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定時期
長浜市すこやか出産支援事業	不妊症治療・不育症治療に要した費用に対し、治療費の一部を助成	随時
母子健康手帳の発行 父子手帖の発行 すこやか手帳の発行	妊娠期の健康管理指導および妊婦健康診査受診券の発行、父親の育児参加への啓発 出生届出時に発行（乳幼児健診、予防接種）	妊娠届出時 出生届出時
妊婦健康診査	妊娠中に必要とされる標準的な健診項目を公費負担	随時
ハッピー子育て事業	ハッピー子育てチケットを発行し、市が指定する事業者（サロン等）で保健師・助産師等医療専門職による相談支援や保護者交流を行う	随時
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等がある方に、医療機関等で日帰り又は宿泊にて心身のケアや育児サポート等の支援を行う	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦で必要な方への保健指導・育児指導	随時
新生児訪問	全ての新生児への育児指導	随時
訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時

子育てコンシェルジュ事業	各地区の担当保健師が子育てコンシェルジュとして、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、子育て支援の情報提供、サービス利用のサポートを行なう	随時
4か月児健診	問診、計測、内科健診、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科健診、歯科保健指導、栄養指導、育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科健診・歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、計測、内科健診・歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
そだちっこ広場 妊婦・乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、妊娠中の相談	毎月3回
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	年24回
発達相談	発達相談員による発達相談	毎月30回 程度
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果から、教室の利用が必要と思われる子どもとその保護者を対象に親子のふれあい遊びや保護者同士の話し合いを行い、子育てを支援する教室	毎月6回 程度

②成人・老人保健事業

ア 健診・検診

事業名	内容等	対象	費用※	実施時期等
生活習慣病 健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	・30～39歳 ・今年度40歳以上の生活保護受給者など	※1,000円	【集団健診】 6月～12月 49回 【医療機関健診】 6月～2月

長浜市国民健康保険特定健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・血液化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	長浜市国民健康保険に加入している今年度 40～74 歳	1,000 円	【集団健診】 6 月～12 月 5 6 回 【医療機関健診】 6 月～2 月
肝炎ウイルス検診	・ B 型肝炎ウイルス検査 ・ C 型肝炎ウイルス検査（上記肝炎検査をセットで実施）	・ 40 歳 ・ 41 歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診未受診者	※1,000 円	【集団健診】 6 月～12 月 49 回
肝炎ウイルス検診推進事業	特定年齢に達した市民に個別通知を行い、肝炎ウイルス検診を無料で受診できるようにし、肝炎の予防を図る。	41 歳（平成 30 年度末現在の年齢）	無料	肝炎ウイルス検診日程のとおりに
骨粗しょう症検診	・ 骨塩定量測定（腰椎および大腿骨の DXA 法） ・ 健康教育	今年度、満 50、55、60、65 歳になる女性	※1,600 円	【医療機関健診】 6 月～12 月
歯周病検診	・ 歯科医師による歯周病検診 ・ 歯科衛生士による歯科保健指導	30 歳以上	無料	【集団健診】 6 月～12 月 1 8 回
胃がん検診	・ 問診 ・ 胃部 X 線撮影	40 歳以上	※900 円	【集団健診】 6 月～12 月 5 0 回
大腸がん検診	・ 問診 ・ 便潜血反応検査	40 歳以上	※500 円	【集団健診】 6 月～12 月 5 0 回
			【医療機関】 ※800 円	【医療機関】 6 月～翌年 3 月
子宮頸がん検診	・ 問診 ・ 視診 ・ 内診 ・ 細胞採取	20 歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 ※600 円	【集団健診】 6 月～1 2 月 4 1 回
			【医療機関】 ※1,000 円	4 月～翌年 3 月
乳がん検診	・ 問診 ・ マンモグラフィ 4 9 歳以下：2 方向 5 0 歳以上：1 方向	40 歳以上で前年度未受診の女性	49 歳以下：※1,500 円	【集団健診】 6 月～12 月 4 1 回
			50 歳以上：※1,200 円	【医療機関】 4 月～翌年 3 月

肺がん検診	・問診 ・胸部レントゲン検診 ・喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診は問診の結果、必要と認める者に対し行う。	40 歳以上	500 円 喀痰検査実施の場合は 1,000 円	6 月～12 月 3 3 回
大腸がん検診無料クーポン事業	特定年齢に達した市民に、大腸がん検診の無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	大腸がん検診：41 歳 (平成 30 年度末時点の年齢)	無料	大腸がん検診日程のとおり
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	特定年齢に達した市民に子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診：21 歳、乳がん検診：41 歳(平成 30 年度末時点の年齢)	無料	子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

イ 健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖尿病・高脂血症などの予防についての個別相談。	予約が必要	随時

ウ 保健指導

事業名	内容等	対象等
特定保健指導	長浜市国民健康保険特定健診および生活習慣病健診受診の結果、必要な対象者に訪問や面談、電話等により、生活習慣病の予防について保健師および管理栄養士が個別に相談・支援をする。	健診結果、質問項目から国の基準に則り、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者の方に個別に案内をする。

エ 健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
高齢者の元気づくり 学校ボランティア事業 (養成セミナー)	高齢者の健康の維持増進と、子どもの読書習慣支援に効果的な「読み聞かせ」活動を実施するためのセミナー開催の協力。	50歳代後半以降の市民	
0次予防健康づくり 推進事業	京都大学大学院医学研究科、NPO法人健康づくり0次クラブと協働で、0次予防コホート事業をきっかけとした健康づくり事業を展開	全市民	
結果説明会	生活習慣病健診、長浜市国民健康保険特定健診を受診した人を対象に、健診結果説明や生活習慣の改善を支援する相談会を実施する。	生活習慣病健診、 長浜市国民健康保険 特定健診受診者	
みんなで一緒に ながはま健康 ウォーク事業	運動のきっかけづくりを目的に、1人または3人、5人のグループで参加してもらい、スマートフォンのアプリを利用して歩行距離を計測し、10日間で一人あたり40kmを目標に歩く。 みんなで一緒にながはま健康ウォーク実行委員会が主催。	全市民	
ながはま健康ウォーク 研究事業	みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業を活用し、その後保健指導を半年間実施することにより、実際の運動習慣の動機付けと定着、健診結果の改善が図れるかを検証する。	特定保健指導対象 者から選出した市民	

③感染症予防事業

事業名		内容等	実施予定時期
結核健康診断		65歳以上の市民を対象に、検診車での巡回による胸部エックス線間接撮影を行う。	【集団健診】 4月から6月
予 防 接 種	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月から90か月になる1日前までの児	医療機関で随時
	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎	生後3か月から90か月になる1日前までの児 初回：20～56日までの間隔で3回接種 追加：1期初回終了後約1年経過して1回接種 （二種混合） 1 1歳から13歳になる1日前まで 2 期：ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	日本脳炎	接種方法 ・ 1期 満3歳から7歳6か月になる1日前までの児（流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能） 1 期初回を6～28日の間隔で2回 1 期追加を1期初回終了後約1年後に1回 ・ 2期 9歳から13歳になる1日前まで ・ 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人には20歳になるまでに未接種分（合計4回）を受けることができる。	医療機関で随時
	B C G（結核）	法 1歳になる1日前までの児、1回接種	医療機関で随時
	B型肝炎ワクチン	1歳になる1日前までの児、3回接種	医療機関で随時
	麻しん・風しん	・ 1期 満1歳から2歳になる1日前までの児、1回接種 ・ 2期 幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する1年間、1回接種	医療機関で随時

事業名		内容等	実施予定時期
	ヒブワクチン	生後２か月以上５歳になる１日前までの者 【生後２か月から７か月になる１日前までに接種開始】 初回免疫：４週から８週間隔で３回接種 追加免疫：３回目終了後、約１年後に接種 【生後７か月以上１歳になる１日前までに接種開始】 初回免疫：４週から８週間隔で２回接種 追加免疫：２回目終了後、約１年後に接種 【１歳以上５歳になる１日前までに接種開始】 １回接種	医療機関で随時
	小児用肺炎球菌ワクチン	生後２か月以上５歳になる１日前までの者 【生後２か月から７か月になる１日前までに接種開始】 初回免疫：２７日以上の間隔で３回接種 追加免疫：３回目終了後、６０日以上の間隔をあけて１回接種 【生後７か月以上１歳になる１日前までに接種開始】 初回免疫：２７日以上の間隔で２回接種 追加免疫：２回目終了後、６０日以上の間隔をあけて１回接種 【１歳以上２歳になる１日前までに接種開始】 ６０日以上の間隔をあけて２回接種 【２歳以上５歳になる１日前までに接種開始】 １回接種	医療機関で随時
	水痘ワクチン	生後１２か月から３６か月になる１日前までのもの 初回 生後１２か月から１５か月になる１日前まで 追加 初回終了後から６か月から１２か月まで	医療機関で随時
	高齢者インフルエンザ	①６５歳以上の人 ②６０歳以上６５歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸器機能障害で、身体障害者手帳１級をもっている人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害をもっている人 １回接種 費用２，０６０円	医療機関で １０月から１２月

事業名		内容等	実施予定時期
	高齢者肺炎球菌ワクチン	①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳到達者 ②60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸機能障害で身体障害手帳1級を持っている人 または ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害を持っている人 1回接種 費用2,600円	医療機関で随時
	子宮頸がん予防ワクチン ※国からの通知により、積極的にはお勧めしていません。	・小学6年生から高校1年生の女子 筋肉注射で計3回の接種が必要です。 <サーバリックスの場合> 1回目 2回目：1回目から1か月後 3回目：1回目から6か月後 <ガーダシルの場合> 1回目 2回目：1回目から2か月後 3回目：1回目から6か月後	医療機関で随時

④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。 ①職場でメンタルヘルス研修 ②みんなでゲートキーパー研修
精神保健相談事業	精神しょうがい者や対象者を取り巻く人々からの相談に応じ、精神しょうがい者が地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

○医療

1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	比較的症状が軽い患者（一次救急患者）の外來診療を行う。診療を行う時間帯は、救急外來（内科・小児科）の当番病院となる。 所在地：長浜市宮司町1181-2 診療日：日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 受付時間：午前 8:30～11:30 午後 0:30～ 5:30 診療時間：午前 9:00～12:00 午後 1:00～ 6:00 診療科目：内科・小児科 平成29年度受診者数 小児科2,622人 内科1,697人 合計4,319人

2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
へき地医療体制推進事業	①指定管理者との定期的なモニタリングや協議を実施 浅井東診療所の指定管理者「医療法人 若草ファミリークリニック」、西浅井地区診療所（永原・塩津診療所、菅浦出張診療所）の指定管理者「公益社団法人 地域医療振興協会」と定期的なモニタリングや協議を実施し、適正な施設管理・経営状況・課題等を把握に努めた。 【H29年度実績】 浅井東診療所…モニタリングや協議：6回 西浅井地区診療所…モニタリングや協議：8回
	②へき地医療における意見交換会の実施 西浅井地区と余呉地区において、持続可能な医療体制を確保するため、住民・医師・行政とで意見交換会等を実施しました。 【H29年度実績】 西浅井地区…意見交換会：1回、住民説明会：1回 地域づくり協議会総務部会会議：1回 連合自治会：1回 西浅井支所を拠点診療所として整備することが、決定した。
	③地域医療市民啓発事業 適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を図り、医療機関の維持強化に繋げていく。 【H29年度実績】 休日急患診療所について、新生児訪問や母子手帳発行時、または企業訪問時に休診案内チラシを配布し、啓発を行いました。また、外国人向け（ポルトガル語とスペイン語）広報の啓発、外国語版の間診票を作成しました。

○各種保健事業の実施状況（平成29年度）

1 地区組織活動支援事業	①健康づくり推進活動事業	健康推進員協議会委託結果 会員数385人 出動回数17,839回 出動人数34,955人
	②健康推進員育成事業	健康推進員養成講座 13人受講 13人修了 ステップアップ研修、健康教室等研修・学習会 延22回 参加者数676人
	③健康づくり自主活動グループ相談支援	読み聞かせボランティア ジーバーぼこぼこ
	④健康ながはまパートナーシップ事業	3団体活用

2	啓発普及事業	①たばこから健康を守る環境づくり事業	呼気中ＣＯ濃度測定 各種イベント（８回）・・・計３４０人に実施 未成年者への啓発・小中学校パネル貸出（３回） 市内高校文化祭でのたばこブース出展（１回、再掲） 健康推進員養成講座・ステップアップ講座（２回）・・・計９２人受講 健診結果説明会での指導：９５人 特定保健指導での指導：４５人 市内事業所への受動喫煙防止啓発 ３１３事業所
		②献血事業推進	平成２９年度 受付３,７４６人、採血３,２２８人 市民運動（湖北長浜１０００人献血運動）献血実績 夏 全血献血者数１７３人、受付者数１３９人
		③健康出前講座	健康出前講座 ８７回 延２,００５人
		母子保健事業	
3	生涯を通じた健康づくり事業	①母子健康手帳交付	９３０件
		②不妊症治療・不育症治療助成	１３１件
		③妊婦健診	９３７０件
		④新生児訪問	８７５件
		⑤産前・産後ケア事業	日帰り型：延１２件 宿泊型：延３件（平成２８年７月から事業開始）
		⑥ハッピー子育て事業	延べ４２１件
		⑦離乳食教室	延べ２４７組
		⑧そだちっこ広場 妊婦乳幼児相談	延べ１,８０６人
		⑨発達相談	延べ３２３人
		⑩親子教室	延べ５５８組
		⑪４か月児健診	８５２人（９９％）
		⑫１０か月児健診	８８０人（９８％）
		⑬１歳８か月児健診	９２５人（１００％）
		⑭２歳８か月児健診	９９３人（９６％）
		⑮３歳８か月児健診	９９８人（９７％）
		⑯訪問指導	延べ３３４件
		⑰親子でいい歯コンクール	２０組
		成人・老人保健事業	
		①生活習慣病健診	３６８人
		②長浜市国民健康保険特定健診	５,６１７人（３４．１％）※H30.4.23現在。対象数（１９,４２３人）は受診券発行時
		③肝炎ウイルス検診	５２６人
		④骨粗しょう症検診	２８３人
		⑤歯周病検診	３９９人
		⑥胃がん検診	２,８３６人（８．５％）
		⑦大腸がん検診	４,８１４人（１４．４％）

3 生涯を通じた健康づくり事業	⑧乳がん検診	2, 538人 (12.8%) ※H30.4.10現在の結果返却分
	⑨子宮頸がん検診	2, 611人 (10.8%) ※H30.4.10現在の結果返却分
	⑩新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	子宮頸がん検診 受診者数 90人 (再掲) 乳がん検診 受診者数 211人 (再掲)
	⑪大腸がん検診無料クーポン事業	大腸がん検診 受診者数 257人 (再掲)
	⑫肺がん検診	1, 672人 (5.0%)
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援 (初回) 52人 動機づけ支援 (初回) 190人
	健康相談	
	①健康・栄養相談	実人数581人 延人数769人
	②生活習慣病歯科相談	62人
	健康増進事業	
	①高齢者の元気づくり学校 ボランティア事業	実96人 延べ5, 693人参加
	②0次予防健康づくり推進事業	事業運営委員会 3回
		事業審査会 3回
		第3期0次健診 11日間 受診者: 827名
		成果報告会1回 参加者63人
		NPO法人健康づくり0次クラブ支援 (健康フェスティバル等)
	③「健康ながはま21」計画策定	健康づくり推進協議会2回
	④みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	主 催 みんなで一緒にながはま健康ウォーク実行委員会 内 容 スマートフォンのアプリを利用して歩行距離を計測し、 10日間で一人あたり40kmを歩く 参加者数 延べ822人
	⑤ながはま健康ウォーク研究事業	協力者 対照群5名、 非対照群12名
	健診後の訪問指導	
	①保健師・看護師によるもの	総合2人、結核7人、がん2人、0次24人
	感染症予防事業	
	①胸部X線間接撮影(集団)	受診者数 8,050人
	②BCG予防接種	778人
	③四種混合予防接種	3, 184人
	④三種混合予防接種	0人
	⑤二種混合予防接種	814人
	⑥不活化ポリオ予防接種	30人
	⑦日本脳炎予防接種	4, 937人
	⑧麻疹風しん予防接種	1, 923人
	⑨風しん予防接種	2人
	⑩麻疹予防接種	0人

3 生涯を通じた健康づくり事業	⑪インフルエンザ(高齢者)予防接種	16,704人
	⑫子宮頸がん予防ワクチン	9人
	⑬ヒブワクチン	3,506人
	⑭小児用肺炎球菌ワクチン	3,455人
	⑮水痘	1,651人
	⑯高齢者用肺炎球菌予防接種	3,132人
	精神保健福祉事業	
	①ゲートキーパー養成研修(企業向き)	3回 157人受講
	②ゲートキーパー養成研修(一般)	基礎編:47人、応用編:26人
	③精神保健相談事業	延べ1456件
	④自殺対策事業	○実態把握 死亡小票調査 ○啓発活動 相談窓口一覧のパンフレットを研修会等で配布。 うつ病やメンタルヘルスのDVDの貸し出し。 産後うつ病予防のため、全数の新生児訪問時、パンフレットを配布。 ○自殺未遂者支援事業 医療機関から連絡を受け、自殺未遂者に対し支援を行う。

※②～⑯の予防接種者数はH30.4.23現在の数

○高齢者福祉

1. 「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」ならびに高齢者保健に関する取組内容を「ゴールドプランながはま21」として一体的な計画として策定しており、現在は第7期（平成30～32年度）の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、地域生活での課題に対し日常生活圏域の実態等に即して系統的に支援していく「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

2. 高齢者の状況

①高齢者数・高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
H30. 4. 1	118,808	32,716	27.53%
H29. 4. 1	119,748	32,448	27.09%
H28. 4. 1	120,595	32,071	26.59%
H27. 4. 1	121,532	31,497	25.91%
H26. 4. 1	122,310	30,779	25.16%
H25. 4. 1	123,335	29,904	24.24%

②年代別人口比率（平成30年4月1日現在）

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	118,808		58,103	60,705
40歳以上	70,752	59.55%	33,340	37,412
50歳以上	53,883	45.35%	24,677	29,206
60歳以上	39,683	33.40%	17,734	21,949
65歳以上	32,716	27.53%	14,269	18,447
70歳以上	23,970	20.17%	9,985	13,985
75歳以上	17,128	14.41%	6,726	10,402
80歳以上	11,058	9.30%	4,032	7,026
90歳以上	2,381	2.00%	569	1,812
100歳以上	74	0.06%	2	72
世帯数	45,327			

③地域別高齢者数・高齢化率（平成30年4月1日現在）

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	9,286	2,969	31.97%	びわ地域	6,807	2,194	32.23%
六荘地域	14,061	2,882	20.49%	虎姫地域	5,017	1,564	31.17%
南郷里地域	10,485	2,520	24.03%	湖北地域	8,445	2,470	29.24%
神照地域	19,676	4,121	20.94%	高月地域	9,724	2,851	29.31%
北郷里地域	4,248	1,298	30.55%	木之本地域	7,126	2,533	35.54%
西黒田地域	2,227	717	32.19%	余呉地域	3,114	1,257	40.36%
神田地域	1,203	404	33.58%	西浅井地域	4,023	1,404	34.89%
浅井地域	13,008	3,428	26.35%	その他	358	104	29.05%
				合計	118,808	32,716	27.53%

④最高齢者 男性１０３歳、女性１０７歳（平成３０年４月１日現在）

⑤介護保険認定状況（平成30年1月分介護保険事業状況報告）（人）

区分	第１号被保険者	第２号被保険者	計
事業対象者	109	－	109
要支援１	506	9	515
要支援２	902	18	920
要介護１	1,093	21	1,114
要介護２	1,207	34	1,241
要介護３	985	16	1,001
要介護４	772	9	781
要介護５	559	22	581
合計	6,133	129	6,262

３．敬老祝賀

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。９月１５日において満８８歳、９０歳および９９歳以上の方に１,０００円相当の祝賀品をお贈りします。満１００歳の誕生日の際には５万円の祝賀金をお贈りします。

〔件数等〕 88歳 601人 90歳 493人 99歳 46人 100歳以上 75人
年度中100歳到達者 38人 （平成29年度）

４．老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

〔件数等〕 クラブ数 201団体
会員数 15,712人 （平成29年度）

５．老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを利用される場合にその費用を助成し、活動を支援します。参加者数が10人以上の場合は３万円、29人以上の場合は５万円を上限として、年１回交付します。

〔件数等〕 10人以上28人以下 62件
29人以上 114件 （平成29年度）

６．シルバー人材センター運営補助

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、センターの運営および事業に対する支援を行います。

〔センターの状況〕 正規会員 1,607人
受託調整事業受注件数 5,507件
派遣事業件数 91件
就業人員 実人員 1,325人
のべ人員 127,491人
契約金額（受託調整事業分） 568,012,045円
（うち地方公共団体 118,461,500円）
（派遣事業） 119,869,747円 （平成29年度）

7. 「介護福祉士ステップアップ応援金」の交付（介護福祉士実務者研修受講費用助成）

市内の福祉事業所（老人福祉法、介護保険法または障害者総合支援法に基づく事業を実施する事業所）に勤務している人または勤務する意向のある人が、介護福祉士実務者研修を受講修了した場合に、受講料の2分の1、4万円を限度として補助します。

〔件数等〕 16件 （平成29年度）

8. 衛生材料の支給（介護保険法：地域支援事業）

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5の人で、申請日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつかバーなどの支給券を交付します。所得制限があります。

〔支給件数〕 391人 のべ4,181枚 （平成29年度）

9. 訪問理美容サービス

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。年2回、利用券を交付します。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 45人 のべ88回分 （平成29年度）

10. 布団丸洗いサービス

ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、被保護世帯または所得税非課税世帯に属し、要介護3から5の認定を受けている人等で、心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している人を対象に、清潔で快適な生活ができるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図るため、年2回を限度に布団の洗濯を行います。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 14人 のべ20回 （平成29年度）

11. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るため、身体のしょうがい等により日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住宅について、日常生活動作能力の低下した方の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要する費用を助成します。

助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

〔支給件数〕 5件 （平成29年度）

12. 見守り配食支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方に、高齢者等の自立の支援、生活の質の向上および社会的孤立の防止を目的として、1日1回、上限週5回を限度に昼食又は夕食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 月平均140人 年間25,696食 （平成29年度）

13. 雪下ろし費用補助事業

市民税非課税世帯で除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します。(余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区および西浅井地域は4回) 所得制限があります。

〔支給件数〕 40件 のべ56回 (平成29年度)

14. 日常生活用具の給付

市民税非課税世帯で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)の給付を行います。所得制限、自己負担があります。

〔支給件数〕 3件 (平成29年度)

15. 福祉電話の貸与

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきりもしくは病弱またはこれに準ずる状態にある方、通信設備を有していない方に電話を設置し、安否の確認、孤独感の緩和等により福祉の増進を図ります。所得制限があります。使用料は使用者の負担です。

〔貸与件数〕 7件 (平成29年度末)

16. 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要します。費用の一部および電話料金は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 115件 (平成29年度末)

17. 徘徊高齢者家族支援サービス事業(介護保険法：地域支援事業)

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により徘徊が予測される方に携帯させることにより、行方不明時に所在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 7件 (平成29年度末)

18. 介護予防生活支援事業「生活管理指導短期宿泊事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対し、養護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。利用者負担があります。

〔支給件数〕 3件 (平成29年度)

19. 成年後見制度利用支援事業（介護保険法：地域支援事業）

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。

また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な方に、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用に対して助成を行います。

〔市長申立件数〕	4件	〔申立費用助成件数〕	0件
〔後見人等報酬費用助成件数〕	7件	（平成29年度）	

20. 「長浜市成年後見権利擁護センター」

認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度および事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報するとともに、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進めることを目的に、「長浜市成年後見権利擁護センター」を設置、運営しています。（平成26年4月開設）

〔委託先〕	（福）長浜市社会福祉協議会
〔設置場所〕	・長浜センター（高田町12番34号 長浜市社会福祉センター内） ・木之本センター（木之本町千田53番地 木之本福祉ステーション内）
〔事業内容〕	制度相談、手続支援、広報啓発、研修会、後見受任者支援等

21. 「買物情報宅配便」の配布（買物弱者支援事業）

高齢者やしょうがいのある方など、日常の買物に不便や苦勞を感じる人への支援を目的に、宅配や移動販売、買物代行など買物支援サービスを行う事業所や団体の情報を掲載したパンフレット「買物情報宅配便」を配布しています。

〔配布時期〕 4月から随時 （平成29年度）

22. 高齢者24時間対応型安心システム事業（介護保険法：地域支援事業）

介護者の急な病気、事故等で居宅での介護ができなくなるなどの緊急の場合に、指定通所介護事業所等において、要介護者の居場所を確保するものです。利用者負担があります。

〔利用件数〕 2件 （平成29年度）

23. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な方が入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患を有していないこと、身の回りのことが自分でできることなどが入所の要件です。収入等の状況に応じた入所負担金を納付することが必要です。

〔入所先施設数および入所者数〕 4か所、36人 （平成29年度末）

24. 介護老人保健施設

介護保険法に規定される介護老人保健施設を設置しています。

要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話をを行います。

施設入所サービス、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護事業を実施しています。

名称	位置
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田 1221 番地

25. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護事業・デイサービス事業・老人福祉センター事業・介護支援センター事業、介護保険法に規定される訪問入浴介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援事業など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター 長浜東部デイサービスセンター
長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター 長浜西部デイサービスセンター
長浜北部福祉ステーション	神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター 長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今荘町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
びわ福祉ステーション	難波町 483 番地	びわデイサービスセンター
湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター 湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター 高月デイサービスセンター
木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター 木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷 956 番地 2	余呉高齢者福祉センター
	余呉町中之郷 2434 番地	余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション	西浅井町塩津浜 1795 番地	西浅井デイサービスセンター
(長浜市民交流センター)	地福寺町 4 番 36 号	長浜高齢者福祉センター

26. 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」(災害時要援護者支援(登録))

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、ひとり暮らしの高齢者や重いしやがいのある人など日常生活に手助けが必要であったり避難の際に支援が必要な人などで、災害時の支援を希望される人からの登録を受け付けています。

登録申請後は、自治会関係者が中心となり個々に協議、確認を行って個別計画を作成いただきます。災害時のみならず日ごろからの見守り体制を身近な自治会組織が主体となって築いていくものとして行っています。作成された個別計画の情報については、自治会、民生委員、支援者、社会福祉協議会、市で共有します。

27. 地域支え合いづくり促進事業

自治会活動を基礎とした非常時における「防災福祉力」の発揮に向け、地域の支えあい体制の強化を進めるため、「避難支援・見守り支えあい制度」を活用した見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練の実施等の取組みに対して、ファシリテーター(進役、支援者)を派遣し、見守り体制の構築の支援を行います。

[支援自治会等数] 12 (平成29年度)

○介護保険（第1号被保険者）

1. 被保険者

被保険者数 32,704人（平成30年4月1日現在）

2. 介護保険料賦課基準額

平成30～32年度の基準額 年額78,840円

月額 6,570円

段階	対象者		基準額に対応する割合 【保険料（年額）】
第1段階	世帯・本人が 市民税非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.42 33,110円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	×0.70 55,180円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.75 59,130円
第4段階	世帯が市民税課税で、本人が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.90 70,950円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 78,840円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が80万円未満の人	×1.15 90,660円
第7段階		合計所得金額が120万円以上の人	×1.20 94,600円
第8段階		合計所得金額が200万円未満の人	×1.30 102,490円
第9段階		合計所得金額が300万円未満の人	×1.50 118,260円
第10段階		合計所得金額が400万円未満の人	×1.70 134,020円
第11段階		合計所得金額が500万円未満の人	×1.90 149,790円
第12段階		合計所得金額が600万円未満の人	×2.10 165,560円
第13段階		合計所得金額が600万円以上の人	×2.20 173,440円

3. 保険給付

区 分	給付割合および給付額
給 付 額	利用額の9割給付
福祉用具購入費	要した費用（上限額 100,000円（年間））の9割（8割または7割）給付
住宅改修費	要した費用（上限額 200,000円（原則一回限））の9割（8割または7割）給付

4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減します。

(平成29年8月から)

利用者負担区分	対 象 者		利用者負担上限額(月額)
第1段階	世帯が市民税 非課税	生活保護受給者等 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	(個人) 15,000円
第2段階			24,600円
第3段階	世帯が市民税 課税	一般世帯	(※) 44,400円
第4段階		現役並み所得者 (世帯内に課税所得が145万円 以上の第1号被保険者がいて、 収入が単身で383万円以上、2 人以上で520万円以上の人)	44,400円

※平成29年8月から、一般世帯の上限額が44,400円に引き上げられました。ただし、自己負担が1割の人のみの世帯の場合、年間の負担上限額が446,400円(37,200円×12か月)となります。(3年間の経過措置)

5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い方には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減します。

・居住費の負担の上限額(月額)

		第1段階	第2段階	第3段階
多床室(相部屋)		0円	370円	370円
従来型個室	特養等	320円	420円	820円
	老健・療養型	490円	490円	1,310円
ユニット型個室の多床室		490円	490円	1,310円
ユニット型個室		820円	820円	1,310円

・食費負担の上限額(月額)

第1段階	第2段階	第3段階
300円	390円	650円

利用者負担区分	対 象 者	
第1段階	世帯が市民税 非課税	生活保護受給者等
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第3段階		1段階・2段階以外

①預貯金等を勘案(単身で1,000万円、夫婦で2,000万円まで)

②配偶者の所得を勘案(世帯を分けていても勘案される)

③遺族年金や障害年金などの非課税年金を勘案

6. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するものです。（平成27年4月1日から適用。既に入所している人は対象になりません。）

軽度（要介護1・2）の要介護認定者については、「心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」と認められる場合に、市町村の関与のもと、特例的に入所が認められます。

*やむを得ない事由とは、次のような場合です。

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的しょうがい・精神しょうがい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

○介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

（平成28年3月31日開始）

1. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2、基本チェックリスト該当者が利用できるサービスです。
訪問サービス3類型、通所サービス3類型、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

	サービスの名称
訪問サービス	総合事業訪問介護
	生活支援型訪問サービス（基準を緩和したサービス）
	集中支援型訪問サービス（短期集中支援型サービス）
	「元気アップ訪問（運動機能向上）」 「元気アップ訪問（栄養改善）」 「元気アップ訪問（口腔機能向上）」
通所サービス	総合事業通所介護
	活動支援型通所サービス（基準を緩和したサービス）
	集中支援型通所サービス（短期集中支援型サービス）
	「元気アップ通所（運動機能向上）」
介護予防ケアマネジメント	

2. 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象とした事業です。地域における住民主体の介護予防活動の育成および支援を行うとともにリハビリテーションに関する専門職を生かした自立支援に資する取組等を支援します。

＜事業内容＞

	事業・教室名	対 象	内 容	平成29年度 実績	
普及啓発	介護予防出前講座	一般市民	介護予防（転倒予防、口腔、栄養等）に関する啓発講座	実施回数	26回
				受講人数	延 674人
地域介護予防活動支援事業	転倒予防教室	運動機能向上を図り、自主活動に繋がりたいと希望する高齢者	教室開催を通して、地域に介護予防に資する介護予防の通いの場を立ち上げる。	実施会場	4会場
				立ち上りグループ	4グループ
				延べ活動グループ	161グループ
	きやんせ大会	転倒予防教室を修了し、自主活動をしているグループ	介護予防の啓発や相互交流を兼ねた研修会	実施会場	5会場
				参加人数	実 118人
	介護予防サポーター支援	介護予防サポーター養成講座の修了者	サポーターの活動を支援する。きやんせ大会と合同で実施。	実施会場	5会場
				参加人数	実 30人

	地域介護予防活動支援事業補助	屋内で高齢者の体力向上及び閉じこもり予防のための通所活動を実施する団体で、65歳以上的高齢者が5人以上会員となっている団体	『高齢者の元気アップ』をめざして屋内を中心として住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に運営費、備品等の支援を実施。	補助団体数	実 63 団体
	高齢者活躍よりあいどころ事業	市内でよりあいどころ(高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点)を整備する法人又は団体	よりあいどころの整備費及び運営費の補助を実施。	よりあいどころ整備か所数	4 か所
地域リハビリテーション活動支援事業	転倒予防自主グループ活動支援	転倒予防教室を修了し、自主活動をしているグループ	地域で介護予防に資する住民主体の通いの場として活動が継続できるよう支援する。	体力測定	26 グループ
					延 315 人
	運動機能向上トレーニング教室自主グループ支援	運動機能向上トレーニング教室を修了し、自主活動をしているグループ	自主的にマシントレーニングを続け、介護状態とならないよう予防することを支援する。	体操指導	67 グループ
					延1,028 人
	通所介護事業所活動支援	リハビリテーション専門職が在籍していない通所介護事業所	事業所の自立支援をふまえた評価やアプローチの取組み等に対して支援する。	活動人数	実 42 人
				延べ人数	延1,461 人
				支援事業所数	3 事業所
				派遣回数	延 8 回

○包括的支援事業（地域支援事業）

1. 地域包括支援センターの運営

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

<組織体制>

名称	設置場所／連絡先	担当する日常生活圏域	運営者
南長浜 地域包括支援センター	長浜西部福祉ステーション (朝日町19番3号) ☎65-8352	長浜、六荘、 西黒田、神田	(福) 青祥会
神照郷里 地域包括支援センター	長浜北部福祉ステーション (神照町288番地1) ☎65-8267	神照、南郷里、 北郷里	(福) 長浜市社会福祉協議会
浅井びわ虎姫 地域包括支援センター	虎姫生きがいセンター (宮部町3445番地) ☎73-2653	浅井、びわ、 虎姫	(福) 長浜市社会福祉協議会
湖北高月 地域包括支援センター	高月福祉ステーション (高月町西物部73番地1) ☎85-5702	湖北、高月	(福) 長浜市社会福祉協議会
木之本余呉西浅井 地域包括支援センター	長浜市立湖北病院 (木之本町黒田1221番地) ☎82-3570.	木之本、余呉、 西浅井	長浜市

<平成29年度の業務実績>

① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援1・2と認定された方、基本チェックリストによる事業対象者の方に対して、本人の生活状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつけるなどの調整を行います。

1) 事業対象者・要支援1・2と認定された方への介護予防ケアマネジメント件数
(単位：延件数)

区 分	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合計
直 営	2, 3 9 2	2, 0 8 6	4, 4 7 8
委 託	4, 0 5 8	2, 7 1 8	6, 7 7 6
合 計	6, 4 5 0	4, 8 0 4	1 1, 2 5 4

② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談

や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

1) 高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

南長浜地域包括支援センター	延	4, 213件
神照郷里地域包括支援センター	延	2, 491件
浅井びわ湖姫地域包括支援センター	延	1, 712件
湖北高月地域包括支援センター	延	1, 802件
木之本余呉西浅井地域包括支援センター	延	2, 549件
計		12, 767件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。＜包括的・継続的ケアマネジメント支援業務＞

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要援護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、研修会等を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関、多職種間で定める在宅医療・介護の推進に取り組みます。

④ さまざまな権利を守ります。＜権利擁護業務＞

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 高齢者虐待対応実績

高齢者虐待通報	66件
高齢者虐待対応実人数	94人

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、日常生活支援事業（権利擁護事業）をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

成年後見制度に関する相談（認知症高齢者）	219件
地域福祉権利擁護相談（認知症高齢者）	3, 319件
（長浜市成年後見権利擁護センター実績より）	

2. 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療を支える医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援事業

- ・長浜米原地域医療支援センターのホームページに相談窓口を紹介
- ・医療・介護専門員を配置した相談（H29.4～H30.3）

相談者	件数
専門職	10件
一般住民	3件
計	13件

2) 医療・介護関係者研修事業

ながまい net（多職種リーダー会議）の開催 年間5回

医療・介護関係者研修 年間6回

3) 地域住民への普及啓発事業

- ・地域医療福祉フォーラム 平成29年10月1日（日）360人参加
- ・出前講座 内容「高齢者の在宅医療と介護」

開催回数	8回
参加人数	186人

- ・在宅医療カフェ

平成29年6月17日（土） 西浅井まちづくりセンター 32人参加

平成29年12月7日（木） 神照まちづくりセンター 15人参加

3. 認知症施策総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員・児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築する事業を行います。

平成29年度は、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築のため、認知症初期集中支援推進事業で認知症ケアの支援を集中的かつ包括的に行いました。また、認知症の地域づくりに資するための一般向けの啓発活動や介護家族向けの認知症ケア講座と認知症カフェの開催、徘徊等による行方不明者の早期発見や見守りの事業を実施しました。

1) 認知症初期集中支援推進事業

専門職で構成されたチーム員が、認知症が疑われる人や症状の対応に困っている人の自宅を訪問して、症状や生活に支障がでている状況を確認し、受診などの医療の支援や認知症ケアの支援等を、集中的かつ包括的に行っています。

平成29年度 新規訪問支援対象者…20名

2) 一般啓発事業

「認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい」

平成29年11月26日（日） 会場：木之本スティックホール 参加者：134名

「認知症ケア講座&認知症カフェ」

- ・第1回「一緒に考えましょう。食事のこと。」

平成29年10月22日（日）会場：神照まちづくりセンター 参加者：16名

平成29年11月 5日（日）会場：高月支所 参加者：11名

- ・第2回「一緒に考えましょう。トイレのこと。」

平成29年12月 9日（土）会場：神照まちづくりセンター 参加者：13名

平成29年12月17日（日）会場：高月支所 参加者：10名

「認知症講座」

平成29年11月13日（月）対象：虎姫福祉の会 5名

平成30年 2月13日（火）対象：ジーバーぽこぽこ 27名

3) 認知症サポーター養成事業

講師役となるキャラバンメイトが、地域や職域において認知症の正しい理解と見守りをする「認知症サポーター」の養成をする認知症サポーター養成講座を行う住民啓発をしています。

平成29年度認知症サポーター養成講座 開催数：77回

養成サポーター数：2,746人

（認知症サポーター総数 のべ 27,392人 平成30年3月末現在）

4) 認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業

行方がわからなくなり警察に届け出をされた認知症高齢者等の方の情報を、メール配信協力者に提供し、早期に発見につながる支援や見守りを行います。

メール配信協力者 2,318名（平成30年3月末現在）

事前登録者 延べ166名（平成30年3月末現在）

4. 生活支援体制整備事業

高齢者の介護予防、生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置および協議体を設置（活動の推進）します。（平成28年4月活動開始）

〔生活支援コーディネーター業務委託先〕

（福）長浜市社会福祉協議会

〔市域全域（第1層）協議体〕

長浜市支え合いの地域づくり推進委員会

○湖北地域介護認定審査会

1. 概要

介護認定審査会は、介護保険被保険者が要介護または要支援の状態に該当するか、またどのような程度であるかについて、全国一律の基準に基づいて審査を行う、地方自治法上の附属機関です。

本市では、公平・公正かつ迅速に審査・判定を行うため、広域的な取組として複数市町による共同実施を行って運営してきました。

平成12年の介護保険制度開始を前に、長浜市と坂田郡4町で「長浜市坂田郡介護認定審査会」（平成17年2月に「長浜坂田介護認定審査会」に改称）を共同設置、東浅井郡4町は東浅井郡広域行政組合、伊香郡4町は伊香郡病院組合のそれぞれ一部事務組合で介護認定審査会を設置しました。

その後、平成18年1月に長浜市と米原市・東浅井郡4町で「長浜米原東浅井介護認定審査会」を設置し、平成21年10月に伊香郡4町を加えて共同設置を行い、名称を「湖北地域介護認定審査会」としました。

平成22年1月からは長浜市と米原市の2市での共同設置となっています。

所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内

2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数 111人（医療分野41人、保健分野45人、福祉分野25人）

合議体数 22組

審査会開催数 240回（平成29年度）

3. 審査判定の状況

年度	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	取消	再調査	2次判定での変更		
													上方変更	下方変更	変更合計
H25 長浜市	件数	20	488	1,001	1,103	1,352	788	616	540	5,908	0	0	261	114	375
	割合	0.3%	8.3%	16.9%	18.7%	23.0%	13.3%	10.4%	9.1%		0.0%	0.0%	4.4%	1.9%	6.3%
H25 米原市	件数	11	173	277	378	521	281	214	196	2,051	0	0	117	43	160
	割合	0.5%	8.4%	13.5%	18.4%	25.5%	13.7%	10.4%	9.6%		0.0%	0.0%	5.7%	2.1%	7.8%
H25 合計	件数	31	661	1,278	1,481	1,873	1,069	830	736	7,959	0	0	378	157	535
	割合	0.4%	8.3%	16.1%	18.6%	23.6%	13.4%	10.4%	9.2%		0.0%	0.0%	4.7%	2.0%	6.7%
H26 長浜市	件数	15	541	1,066	1,100	1,440	767	663	553	6,145	0	4	247	115	362
	割合	0.2%	8.8%	17.3%	17.9%	23.4%	12.5%	10.8%	9.0%		0.0%	0.1%	4.0%	1.9%	5.9%
H26 米原市	件数	5	161	284	400	536	341	225	234	2,186	0	2	94	49	143
	割合	0.2%	7.4%	13.0%	18.3%	24.5%	15.6%	10.3%	10.7%		0.0%	0.1%	4.3%	2.2%	6.5%
H26 合計	件数	20	702	1,350	1,500	1,976	1,108	888	787	8,331	0	6	341	164	505
	割合	0.2%	8.4%	16.2%	18.0%	23.7%	13.3%	10.7%	9.4%		0.0%	0.1%	4.1%	2.0%	6.1%
H27 長浜市	件数	23	595	1,113	1,202	1,419	788	651	579	6,370	0	0	229	133	362
	割合	0.4%	9.3%	17.5%	18.9%	22.3%	12.4%	10.2%	9.1%		0.0%	0.0%	3.6%	2.1%	5.7%
H27 米原市	件数	11	143	288	394	503	280	214	193	2,026	0	0	91	40	131
	割合	0.5%	7.1%	14.2%	19.4%	24.8%	13.8%	10.6%	9.5%		0.0%	0.0%	4.5%	2.0%	6.5%
H27 合計	件数	34	738	1,401	1,596	1,922	1,068	865	772	8,396	0	0	320	173	493
	割合	0.4%	8.8%	16.7%	19.0%	22.9%	12.7%	10.3%	9.2%		0.0%	0.0%	3.8%	2.1%	5.9%
H28 長浜市	件数	22	541	1,092	1,193	1,228	783	688	566	6,113	0	0	186	126	312
	割合	0.4%	8.8%	17.9%	19.5%	20.1%	12.8%	11.3%	9.3%		0.0%	0.0%	3.0%	2.1%	5.1%
H28 米原市	件数	5	86	257	447	471	311	243	189	2,009	0	0	77	32	109
	割合	0.2%	4.3%	12.8%	22.2%	23.4%	15.5%	12.1%	9.4%		0.0%	0.0%	3.8%	1.6%	5.4%
H28 合計	件数	27	627	1,349	1,640	1,699	1,094	931	755	8,122	0	0	263	158	421
	割合	0.3%	7.7%	16.6%	20.2%	20.9%	13.5%	11.5%	9.3%		0.0%	0.0%	3.2%	1.9%	5.2%
H29 長浜市	件数	20	443	817	973	1,088	825	699	577	5,442	0	0	170	90	260
	割合	0.4%	8.1%	15.0%	17.9%	20.0%	15.2%	12.8%	10.6%		0.0%	0.0%	3.1%	1.7%	4.8%
H29 米原市	件数	3	81	239	396	412	287	240	186	1,844	0	1	74	27	101
	割合	0.2%	4.4%	13.0%	21.5%	22.3%	15.6%	13.0%	10.1%		0.0%	0.1%	4.0%	1.5%	5.5%
H29 合計	件数	23	524	1,056	1,369	1,500	1,112	939	763	7,286	0	1	244	117	361
	割合	0.3%	7.2%	14.5%	18.8%	20.6%	15.3%	12.9%	10.5%		0.0%	0.0%	3.3	1.6%	5.0%